

大阪府大阪市中心区谷町 5-6-12
旭技建株式会社
代表取締役 長尾 育将 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、大阪府知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 10 月 20 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 21 日 ～ 令和 7 年 10 月 20 日（2 ヶ月）

2 指名停止の理由

旭技建株式会社は、令和 7 年 3 月 31 日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第 28 条第 5 項に基づく営業停止処分（22 日間）を受けた。

（1）施工体制台帳等の不作成等

旭技建株式会社は、大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、その請け負った建設工事を株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

（2）一括下請負

旭技建株式会社は、本件工事において（1）のとおり真実の施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第 22 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。